

契約情報

工事（委託）名	本館2階廊下排煙口及びマイ・ミュージアム棟4階収蔵庫排煙口修繕工事
施工(履行)場所	岐阜県関市小屋名1989 岐阜県博物館（百年公園内）
契約方式	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当することから、1者見積による随意契約とした
契約年月日	令和4年12月10日
契約業者名	昭和建物管理（株） 岐阜支社
契約業者住所	岐阜市宇佐南4-8-16-201
施工(履行)期間	令和4年12月10日 ~ 令和5年1月18日
契約金額(消費税込)	759,000円
工事(業務)概要	排煙口が故障して開閉ができないため、排煙口を修繕工事する。

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の 2第1項第5号により随意契約を することができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>緊急の必要により競争入札に付す ることができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをいていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明。</p> <p>本館2階廊下排煙口及びマイ・ミュージアム棟4階収蔵庫の排煙口が故障して開閉できない状態になっていることが判明した。この排煙口の開閉ができなくなると、火災があった場合、生じた煙が外に排出されなくなるため非常に危険である。</p> <p>令和5年2月4日からの企画展に国立公文書館から資料の借用、展示を予定していること、建築基準法で設置が求められている設備であり、また、来館者の安全を守る設備であることから、排煙口を至急、取替工事することが必要である。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>今回の工事の予定施工業者は、令和4年度施設設備保守管理業務を委託している業者であり、当館の強電施設、空調設備及び衛生設備、消防設備の日常の点検を実施しており、消防設備の構造、仕組みについて熟知しており、早急に着手することが可能であり、緊急を要することから、この業者と随意契約をすることとする。</p>